

# 印刷けんぽ

新年特別号 ニュース No.165

全国印刷工業健康保険組合  
東京都中央区新川1-5-13  
☎03-3551-9301  
平成27年1月1日発行

<http://www.insatukenpo.or.jp>



## 年頭のご挨拶(年頭所感)

理事長 青木 宏至



あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、被保険者並びにご家族の皆様におかれましては、よき新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、2月の大雪をはじめ、立て続けに台風が日本列島を襲い、夏以降には広島市での土砂災害や、御嶽山の噴火により多くの犠牲者が出るなど、あらためて自然の脅威を痛感する1年でもありました。

経済面では、昨年4月に消費税が5%から8%に引き上げられ、さらに、今年10月からは、10%に引き上げられる予定になっておりました。しかしながら、安倍政権は、昨年7～9月期のGDPの伸びが思わしくなかったことから、引き上げを平成29年4月に延期し、これを1つの争点として解散総選挙が行われたところです。いずれにいたしましても、新政権には、早期の景気回復をはじめ、我々健保組合の悲願である社会保障制度の抜本的改革を切に願うところです。

また、我々印刷業界を取り巻く環境は、被保険者の皆様の給与のお届出を見ていきますと、わずかではございますが、良い傾向が現われてきているものの、日々の生活においては、まったくと言っていいほど明るい兆しが見えてきておりません。円安による印刷資材の高騰やデジタル化に伴う省力化、内製化、デジタル書籍の台頭等による業績不振からいまだに抜け出せない状態でございます。

そして、当組合に目を転じますと、今年は2月28日をもって、支部事務所が廃止され、本部を中心とした組織に再編することとなります。第二次特別委員会でお示しいただいた苦渋の決断を受けて、昨年1月の理事会、組合会において、審議のうえ、ご承認いただいたところです。

昭和28年に東京都印刷健康保険組合として誕生した我が健保組合が昭和33年に全国組織となって以来、これまで支えあって事業運営を行ってまいりましたが、今回このような改革を行わなければならなかった事態に陥ったことは誠に残念な思いで一杯でございます。

今後の当組合の事業運営を考えますと、これからも、たくさんの難問が待ち構えている中での船出ではございますが、印刷健保の灯を守り、ぜひとも財政の健全化を成し遂げ、また支部の事業所の皆様に当組合に戻って来ていただけるよう、最大限の努力をしてまいりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

このような大変厳しい状況の中での平成27年でございますが、事業主並びに被保険者、ご家族の皆様方におかれましては、当組合の事業運営に、絶大なご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、皆様にとって、今年がよき年でありますことを祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 全印健だより

ホームページ アドレス

平成 27 年 1 月 1 日 第 317 号  
全国印刷工業健康保険組合東北支部  
TEL 022-236-2508  
FAX 022-231-7560

<http://www.insatukenpo.or.jp/>



## 協会けんぽ移管事務について

平成 27 年 3 月 1 日から当組合より全国健康保険協会(協会けんぽ)に移管する事務関係通知については、2 月中旬に予定しておりますが、被保険者証につきましては事前にお知らせします。

### 1. 新しい被保険者証(協会けんぽ)の発行について

協会けんぽ及び年金事務所との事務引継ぎのあと、各県の「協会けんぽ」より新しい保険証が発行されることとなりますが、交付元の協会けんぽの内部処理の関係により、およそ 1 週間から 10 日前後かかると思われまますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

### 2. 旧被保険証(当組合)の回収について

被保険者証の回収につきましては、お手をかけますが、担当者様が回収していただき、まとめて当組合本部あてにご返却いただきますようお願いいたします。

〒104-8250 東京都中央区新川 1-5-13  
全国印刷工業健康保険組合  
Tel 03-3551-9301

## インフルエンザ予防接種費用補助について

- 対象者 予防接種を実施した被保険者と 中学生以下の被扶養者 が対象
- 補助金額 対象者 1 名につき **1,000 円** 2 回接種しても、組合の補助は 1,000 円が限度
- 実施期間 接種期間 **平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日** まで
- 接種機関 最寄の病院、医院等
- 請求期間 **平成 27 年 2 月 10 日** まで **(東北支部必着)**
- 請求時の必要書類 ①「インフルエンザ予防接種補助申請書」②「インフルエンザ予防接種者名簿」  
③「領収書原本(インフルエンザ予防接種の記載のあるもの)」



## ☆☆☆ ジェネリック医薬品への切り替えに

### ご協力をお願いします ☆☆☆

薬をジェネリック医薬品に変えることで、医療費を抑えることができます。増大する医療費を抑えるため、家計にも健保組合の財政にもやさしい、ジェネリック医薬品への切り替えにご協力をお願いします。



## ▽▽▽医療費控除▽▽▽

本人や家族が 1 年間(1 月 1 日～12 月末日)に支出した総医療費(消費税分も含め)が、本人の年間給与所得控除後の金額に退職金を加えた額の 5%又は、10 万円のいずれかの低い方を超えた場合、その超えた部分の金額(200 万円限度)が課税の対象から控除されます。

### 控除の対象となる医療費

- ① 診療、治療、入院のために支払った費用。
  - ② 診療差額など保険外に負担した費用。
  - ③ あんま、針灸、柔道整復師の技術料。
  - ④ 治療や療養のために購入した医薬品の費用。
  - ⑤ 出産費用。
  - ⑥ 通院費、医師の送迎費。
  - ⑦ 義手、義足、松葉杖、補聴器などの購入費。
- ◎ 詳細については、最寄りの税務署にお尋ねください。

